

## 障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす岡山の会の運動に

ご参加ください！

2006年4月より施行された障害者自立支援法により、施設や在宅で支援の利用を受けるための負担の仕方が、それまでの所得に応じた応能負担から、一律に1割を負担する「応益負担」に変わりました。

多くの障害者・家族が多額の利用料負担を強いられ、全国で約1,650人の障害者が施設を退所せざるを得なくなりました（厚生労働省調査）。

私たち障害者・関係団体は、2006年10月31日の東京15,000人大フォーラムなど、全国各地で様々な運動を展開し、国会や政府を動かし、「特別対策」「緊急対策」などで、利用料負担の軽減策を実現してきました。

しかし、法律上は、「応益負担」はそのままです。

障害のある人が人間として当たり前暮らしのために必要な社会的支援を「益」と見なして利用料を課す理不尽を認めるわけにはいきません。

憲法は、第13条で幸福追求権を、第14条では法の下での平等を、そして第25条で生存権を明記し、それらの規程を踏まえて第25条2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。障害者自立支援法にみられるように、社会福祉施策の方向は、憲法の理念を大きく踏み外すものとなっています。

2008年10月31日の抗議集会（東京）を成功させることと並行して、自立支援法（特に応益負担）は違憲であると、29人の障害のある人たちが、各地裁へ提訴に踏み切りました。今年に入っても、第二次、第三次と多くの提訴がつづいています。岡山でも、清水博さん（美咲町）が提訴します。生活は「違憲の法律」で危機に瀕し「やむにやまれぬ」思いで立ち上がった清水さんです。国という大きな壁に司法の場で挑む彼の「思い」は、障害のある、なしに関わらず、私たちみんなの共通した「ねがい」だと思います。多くの県民の理解と支援を呼びかけていきたいと思っています。

昨年の10月に「全国の障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」が発足しました。岡山でも「勝利をめざす岡山の会」の結成を期に、全国の運動と連帯しながら、その一翼を担っていきたいと思っています。

みなさんの参加と協力・支援をこころよりお願いいたします。